

平成25年度 介護保険料の 決定通知書(納付通知書)を7月中旬に送付します

65歳以上の皆さん(第1号被保険者)の介護保険料は、市民税の課税状況などに応じて8段階に分けられます。市民税の確定に伴い、本年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

所得段階	対 象 者	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	28,320円(基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が市民税非課税(前年の合計所得金額+課税年金収入額)が80万円以下の人	28,320円(基準額×0.5)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	42,480円(基準額×0.75)
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	56,640円(基準額)
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	65,100円(基準額×1.15)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	70,800円(基準額×1.25)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	84,960円(基準額×1.5)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	99,120円(基準額×1.75)

【介護保険料の納めかた】

年金から天引きの「特別徴収」と納付書または口座振替での納付の「普通徴収」の2通りがあります。

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の人は、原則として4月の年金から保険料を天引きさせていただきます。

年金支給月(保険料の徴収月)					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収 前年度2月の保険料額と同額を天引き(8月の金額は変更になる場合があります)。			本徴収 年額から仮徴収額を引いた残額を3回に分けて天引き(100円未満の端数は10月分に合算されます)。		
※年額保険料を仮徴収と本徴収で調整しますが、前年度2月の年金天引き額が少ない場合、全期を通じて平均的な額にならず、本徴収額が仮徴収額より多くなることがあります(年額保険料が上がるわけではありません)。					

◎4月・6月・8月から特別徴収開始の人…各開始月から翌年2月までの回数で年金受給月に天引き

◎10月から特別徴収開始の人…7月・8月・9月は納付書または口座振替での納付の後、10月・12月・2月の年金受給月に天引き

普通徴収

特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替により、保険料を納付してください。
※納付書での納付の場合、一括での納付も可能です。

納付書の期別納期限 年間保険料を8回に分割して納付(100円未満の端数は7月分に合算)							
第1期(7月)	第2期(8月)	第3期(9月)	第4期(10月)	第5期(11月)	第6期(12月)	第7期(1月)	第8期(2月)
7月31日(水)	9月2日(月)	9月30日(月)	10月31日(木)	12月2日(月)	12月27日(金)	平成26年 1月31日(金)	平成26年 2月28日(金)

※口座振替での振替日は毎月25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

※新たに口座振替を希望する人は、決定通知書に同封の「天理市介護保険料口座振替依頼書」で申込んでください。
口座振替を開始するときは通知しますので、通知書が届くまでは、送付した納付書で納付してください。

ご注意

納期限が過ぎても納付がない場合、督促状(手数料50円が加算されます)を送付します。保険料を滞納していると、給付制限などの措置がとられますので、介護保険料の納め忘れがないようにしましょう。

◆問い合わせ・ご相談 介護福祉課給付係 (☎内線742・743・750・751) へ